

八王子市 監 査 の あ ら ま し

令和6年度（2024年度）実施結果概要

八王子市監査事務局

— 目 次 —

	ページ
第1 組織	1
1 監査委員	
2 事務局	
第2 監査計画	
年間監査計画	2
八王子市監査基準	5
八王子市監査基準実施細目	10
定期監査及び財政援助団体等監査実施方針	15
第3 各監査等年間スケジュール（実績）	18
第4 監査の結果	19
1 定期監査	
2 財政援助団体等監査	
3 工事監査	
第5 実施予定の定期監査対象所管一覧表	26
第6 住民監査請求の実施状況	27
第7 例規等	
八王子市監査委員に関する条例	32
八王子市監査委員事務執行規程	34
八王子市監査事務局処務規程	36
外部監査制度に係る外部監査人補助者の協議に関する事務取扱基準	38
住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準	41
申請に対する処分の審査基準・標準処理期間	44

（注）本書の表中においては、元号の西暦併記を一部省略した。

第1 組織

1 監査委員

定数 4人

- ・ 識見を有する者のうちから選任された監査委員・・・2人
- ・ 市議会議員のうちから選任された監査委員・・・・・・2人

令和7年（2025年）3月1日現在

氏 名	選 出 別	就任年月日	備 考
廣瀬 勉	識見を有する者から 選任（任期：4年）	令和6年（2024年） 4月1日	代表監査委員 常勤
矢野 和利	識見を有する者から 選任（任期：4年）	平成21年（2009年） 4月1日 （令和3年4月1日再任）	代表監査委員職務代理 非常勤（4期目）
吉本 孝良	市議会議員から選任 （任期：議員の任期）	令和5年（2023年） 5月18日	非常勤
安藤 修三	市議会議員から選任 （任期：議員の任期）	令和5年（2023年） 5月18日	非常勤

2 事務局

定数 10人

体制 事務局長（部長級）― 主査（2人）― 主任（7人）

第2 監査計画

◇ 令和6年度（2024年度）年間監査計画

（令和6年3月29日監査委員決定）

1 基本方針

本計画は、「八王子市監査基準」、「八王子市監査基準実施細目」及び「定期監査及び財政援助団体等監査実施方針」に基づくとともに、次の観点を十分に考慮するものとする。

(1) 経済性、有効性等の視点の重視

本市の事務事業について正確性、合規性はもとより経済性、効率性、有効性を重視して監査を行う。

(2) 市民の視点に立ち、市民に身近な監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を行う。

また、監査等の結果は、より分かりやすい内容を心掛け、インターネットの活用等により、より早く、かつ、過去の監査結果も含め、市民がより身近に情報に触れることができる環境づくりに努め、市民への説明責任を果たす。

(3) 改善につながる監査結果等の共有

監査結果とそれを受けて各部局等が行う改善措置について、リスクの軽減や同様の事例の発生を防ぐため、多様な手法を用いて庁内での情報共有を図る。

(4) 監査の実効性の確保

監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求める。

(5) 事務局職員の人材育成

本計画を確実に進めていくため、補助機関である監査事務局職員が専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めるよう指導する。

2 本年度実施監査等の概要

上記の基本方針を踏まえ、本年度実施する監査等の概要は次のとおりとする。なお、詳細については別途、各監査等の実施計画の中で定める。

(1) 監査

ア 定期監査

事務事業の合規性や妥当性を検証することを基本に、監査対象の一会計年度の財務事務の執行を一単位として実施する（「3 監査等の種類・期間等」の表を参照）。なお、令和4年度（2022年度）執行分から新たに設けた重点監査事項については、引き続き令和6年度（2024年度）まで債権管理を対象とする。

また、最少の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても着目して監査を行う。

イ 行政監査

特定事務事業又は共通事務事業を対象として、経済性、効率性、有効性を主眼としながら、必然性や代替性等についても着目して、監査対象を検討し監査を行う。

ウ 工事監査

主要工事を対象として、設計、積算、施工等が適正に行われているかを主眼としながら、工事コストやライフサイクルコストの縮減、環境面への配慮、安全対策等についても着目して、必要に応じて監査を行う。

エ 財政援助団体等監査

財政的援助（補助金等）及び出資（出えん金等）を行っている団体並びに公の施設の指定管理者を対象として、関係業務の合規性及び出納その他の財務事務の執行及び施設運営の適正性を主眼として監査を行う。

併せて、所管部等の当該団体等への指導監督の適正性についても着目して監査を行う。

(2) 審査

ア 決算審査

一般会計及び各特別会計については、前年度の決算について、各会計の決算及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、効率性、健全性などについて、各監査や現金出納検査も活用し的確な審査を行う。

また、下水道事業会計については、前年度の決算について、経営成績及び財政状態に関する財務諸表の作成について、各原則の遵守及び決算報告書を含めた適正性について、現金出納検査も活用し的確な審査を行う。

イ 財政健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかについて、決算審査に併せ審査を行う。

(3) 検査

ア 現金出納検査

各会計の毎月の現金の出納について、毎月の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を行う。また、本検査を期末の決算審査に対する期中監査と位置づけ、現金の出納にとどまらず、収入・支出の状況や公営企業会計における検査においては、試算表による毎月の取引記録の監査、すなわち、取引が会計帳簿に適切に記録されているかの監査を行う。

(4) その他

ア 住民監査請求監査等の要求監査

市民等の要求に基づいて、地方自治法及び関係法令等の定めるところにより

監査を行う。

3 監査等の種類・期間等

監査等の種類、期間、公表等は次の表のとおりとする。

種類	対象	期間	結果報告等・公表
定期監査	令和5年度(2023年度)執行分(前年度決定済)	令和5年(2023年)12月 ～令和6年(2024年)3月	令和6年(2024年) 8月
	令和5年度(2023年度)執行分	令和6年(2024年)4月 ～令和6年(2024年)8月	
	令和6年度(2024年度)執行分	令和6年(2024年)12月 ～令和7年(2025年)3月	令和7年(2025年) 8月
	令和6年度(2024年度)執行分(翌年度決定予定)	令和7年(2025年)4月 ～令和7年(2025年)8月	
行政監査		令和5年(2023年)4月 ～令和6年(2024年)12月	令和6年(2024年)12月
工事監査	令和6年度(2024年度)執行中の工事	令和6年(2024年)4月 ～令和7年(2025年)3月	随時
財政援助団体等監査	令和5年度(2023年度)執行分	令和6年(2024年)9月～12月	令和6年(2024年)12月
決算審査 (一般会計・各特別会計)	令和5年度(2023年度)分	令和6年(2024年)7月～8月	令和6年(2024年) 8月
決算審査 (下水道事業会計)	令和5年度(2023年度)分	令和6年(2024年)6月～8月	令和6年(2024年) 8月
財政健全化判断比率等審査	令和5年度(2023年度)分	令和6年(2024年)7月～8月	令和6年(2024年) 8月
現金出納検査	出納整理期間分	令和6年(2024年)5月・7月	毎月
	令和6年度(2024年度)出納分	令和6年(2024年)5月 ～令和7年(2025年)4月	
住民監査請求等の要求監査		随時	随時

＜補足事項＞

- (1) 行政監査については、監査対象の検討及び調査に時間を要するため複数年により実施する。
- (2) 工事監査の報告及び公表については、実地調査の時期に合わせて行う。
- (3) 決算審査意見書は、市長に提出し、市長が決算書とともに市議会へ提出する。
- (4) 出納整理期間分（令和5年度（2023年度）のうち令和6年度（2024年度）4月及び5月出納分）については、一般会計及び各特別会計分のみが該当する。

◇ 八王子市監査基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為に関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、前項の目的を果たすため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施するものとする。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

(4) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

(6) 基金運用審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

(7) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による

審査)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

（監査計画）

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手及び管理)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

3 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任及び外部監査人等との連携)

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、

意見を市長に提出するものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(2) 行政監査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

(3) 財政援助団体等監査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

(4) 決算審査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

(5) 例月現金出納検査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること

(6) 基金運用審査

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

(その他必要な事項の決定)

第20条 その他監査事務の取扱いについて必要な事項は、監査委員の合議により定める。

附 則

この基準は、令和元年12月26日から施行する。

◇ 八王子市監査基準実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、八王子市監査基準（令和元年12月26日施行。以下「基準」という。）に基づく監査事務の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財務監査)

第2条 基準第3条第1項第1号に定める財務監査は、次に掲げるものとする。

(1) 定期監査（法第199条第4項の規定による監査）

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行うもの

(2) 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの

(基準第3条第2項に基づく監査等の種類及び目的)

第3条 基準第3条第2項に規定する監査、検査、審査その他の行為の種類は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査）

選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(2) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(3) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(4) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること

(5) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査）

住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること

(6) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項又は公企法第3条の規定による監査）

市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること

(7) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項による監査）

共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること

（監査計画）

第4条 基準第8条第1項に規定する監査計画は、年間監査計画及び実施計画とする。

2 年間監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本方針
- (2) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (3) 監査等の対象別実施予定時期
- (4) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

3 実施計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の日程
- (4) 監査等の実施体制
- (5) 監査等の項目及び着眼点
- (6) その他監査等の実施上必要と認める事項

（リスクの識別、評価及び対応）

第5条 基準第9条に定めるリスクの識別及びそれに基づく監査等の実施は、次のとおり行うものとする。

- (1) 本市における監査等の結果として過去に指摘した事項に基づくリスクを中心に、国等が示す事務フロー及びリスク事案集並びに他団体においてリスクが顕在した事案等も考慮してリスクの識別を行う。
- (2) 前号により識別したリスクについて、量的重要性（リスクが生じる可能性）及び質的重要性（影響の大きさ）を評価し、当該重要性が高いと評価したリスクについては、監査資源を優先的に配分する。

（内部統制に依拠した監査等）

第6条 基準第10条に定める内部統制に依拠した監査等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 文書化された業務のマニュアル等関連文書の閲覧、ルールに即して業務が行われているか等内部統制に関する質問を行う等により情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検討する。
- (2) 前号の検討の結果、内部統制に依拠した監査が実施できると判断した場合には、監査範囲を縮小又は監査対象から外し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。
- (3) 第1号の検討の結果、内部統制に依拠した監査が実施できないと判断した場合は、前条第2号に規定するリスクの重要度に応じて監査等を行う。

(監査等の実施手続)

第7条 監査等の実施手続は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。試査による場合は、その範囲を合理的に決定するものとする。

2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する。

3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

(監査等の実施手続の適用方法)

第8条 監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合は、当該事項については範囲を拡大して手続を実施し、必要と認めるときは、精査によるものとする。

(監査等の実施手続の選択)

第9条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次に定めるもののうち、通常実施すべき監査等の実施手続を可能な限り選択適用し、必要に応じて、その他の監査等の実施手続を選択適用して実施するものとする。

(1) 通常実施すべき監査等の実施手続

ア 照合

証憑突合、帳簿突合、計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。

イ 実査

事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。

ウ 立会

主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめる。

エ 確認

事実の存否について、写真その他の証拠書類、当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。

オ 質問

事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求める。

カ 分析

事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。

キ 比較

年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。

(2) その他の監査等の実施手続

ア 通査

帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項又は例外事項を発見し、問題点を明らかにする。

イ 比率吟味

財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。

ウ 調整

源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合において、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかどうかを確かめる。

エ 総合

諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

(事前通知)

第10条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

(資料要求等)

第11条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めるものとする。

(指導的機能の発揮)

第12条 監査等を実施する過程において、監査等の目的を果たす一環として、必要に応じ次に掲げる助言等を行い、指導的機能を発揮するよう努めるものとする。

- (1) 監査の過程で発見された内部統制の重大な不備については、速やかな是正を指示し、同様の事例が発生しないよう必要な対応を講ずるよう求める。
- (2) 監査の過程で発見された経営に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対して、改善策を提言する。
- (3) 決算審査の過程において、決算その他関係書類と証拠書類の計数が符合しない場合に、正確な計数への修正を求める。

(報告等への記載事項)

第13条 監査等の結果に関する報告等には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 報告等の提出日付
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 本基準に準拠している旨
- (4) 監査等の種類
- (5) 監査等の対象

ア 監査等の対象とした局部室課名又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

イ 監査等の対象とした事項及び範囲

- (6) 監査等の実施期間
- (7) 監査等の着眼点（評価項目）
- (8) 監査等の実施内容
- (9) 監査等の結果

ア 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

イ 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見
（監査等の講評）

第14条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は見解を聴取するものとする。

（報告及び措置状況の公表）

第15条 基準第18条及び第19条第1項の規定による公表は、市公告式の例により行うものとする。

附 則

この実施細目は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和6年4月30日から施行する。

◇ 定期監査及び財政援助団体等監査実施方針

【監査機能の一層の充実強化をめざして】

(令和6年3月29日監査委員決定 令和6年4月1日施行)

【目的】

この方針は、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる中、地方自治法（以下「法」という。）が改正され、監査の役割が一層重要性を増していることを踏まえ、本市監査機能の一層の充実・強化を図るため、監査等のうち重要な位置を占める定期監査及び財政援助団体等監査に関して、令和元年12月に改正した「八王子市監査基準」に基づき、「八王子市監査基準実施細目」に規定する年間監査計画の策定及び当該監査実施計画における監査項目の選定等の指針として定め、各計画に基づき効果的・効率的な監査を実施し、もって監査責任を果たすことを目的とする。

【定期監査】

1 実施方針

法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、一会計年度の財務に関する事務（財務事務）等に対する監査に当たり、次のように定めて実施する。

(1) 監査項目選定の基準

ア リスクの高い事務を優先的に選定

監査対象所管が行う、財務等に関する事務（監査対象事務）の管理及び執行の合规性及び適正性の程度を調査し、当該事務におけるリスクの識別・評価を行った上で、リスクが高い事務を優先的に選定して監査を実施する。

更に、直近の監査（包括外部監査を含む。）における指摘事項・意見要望事項、国・都の監査実績の有無を斟酌して絞り込む。

優先度の高い事務	事務の管理及び執行の合规性及び適正性の程度が低い事務
	リスクの量的重要性が高い事務
	リスクの質的重要性が高い事務
	前回監査等で指摘事項等とした事務
優先度の低い事務	事務の管理及び執行の合规性及び適正性の程度が高い事務
	リスクの量的重要性が低い事務
	リスクの質的重要性が低い事務
	近年包括外部監査の対象となった事務
	国や都の監査又は検査の対象となっている事務

※リスクとは

組織目的の達成を阻害する要因をいう。

識別したリスクは、量的重要性（出現頻度・影響度）及び質的重要性（信頼性・公平性・安全度）で評価を行う。

イ 先行行為（事務）にも踏み込んだ監査の実施

近年、効率的で無駄のない市行財政運営が一層求められていることに鑑み、監査対象とする事務は、財務に関する事務にとどまらず、法第199条第2項に基づき当該財務事務に密接に関連する先行行為（事務）等も含める。

(2) 着眼点の採用基準

着眼点については、実施計画に定める着眼点のうちから適宜選択するとともに、必要に応じて先行行為（事務）に関する着眼点を追加する。

2 監査のサイクル等

(1) 監査のサイクル

法が定める定期監査の趣旨によれば、一会計年度に全所管の監査を目指すべきところではあるが、監査資源が限られている中で、監査対象項目に先行行為を含めるなど監査範囲の拡大を図っていることを踏まえ、原則として3年サイクルで全所管を監査するものとする。

(2) 監査計画の策定

(1)に掲げるサイクルの監査を着実に推進するため、毎年度、全所管を対象とする3か年の計画を立て、この計画に基づき年間監査計画及び実施計画を策定するものとする。

(3) 会計年度に対応した監査の実施

事務事業を一貫して十分に検証するため、一会計年度の財務執行を1単位とした監査実施期間とする。

(4) 重点監査事項の設定

新たに設けられた規程等に対する事務の執行状況を全庁的にわたって十分に検証する必要性が生じた場合には、重点監査事項を設定する。なお、令和4年度（2022年度）執行分から令和6年度（2024年度）執行分までの監査においては、債権管理を重点監査事項とする。

【財政援助団体等監査】

1 実施方針

法第199条第7項の規定に基づく、財政的援助（補助金等）を行っている団体（以下「財政的援助団体」という。）、出資している団体で政令に定める団体（以下「出資団体」という。）、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）に関する監査に当たり、次のように定めて実施する。

(1) 監査対象事業、団体の選定の基準等

ア 財政的援助団体の選定

予算額が概ね200万円以上の補助金等（負担金・交付金を除く。）の交付を受けている事業を対象に選定し、監査は財政的援助団体単位とする。

イ 出資団体の選定

出資している団体のうち地方自治法施行令第140条の7第1項の規定に該当する次の団体を対象に選定する。

- ・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
- ・一般財団法人八王子市まちづくり公社

ウ 指定管理者の選定

令和6年（2024年）4月1日現在、指定管理者に指定されている団体を対象に選定する。

エ 外郭団体における財政的援助団体の選定

外郭団体が交付を受けている補助金等については、上記アにかかわらず、全ての事業を対象とし選定する。また、外郭団体の監査は原則として、財政的援助団体、出資団体及び指定管理者を統合して行う。本監査における外郭団体とは次の団体をいう。

- ・公益社団法人八王子市シルバー人材センター
- ・社会福祉法人八王子市社会福祉協議会
- ・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
- ・一般財団法人八王子市まちづくり公社
- ・公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター
- ・公益社団法人八王子観光コンベンション協会

2 監査のサイクル等

(1) 監査のサイクル

各団体が所掌する監査対象事業等における監査のサイクルは、市との関係、財政援助等の性格に鑑み下表のとおりとする。

区分	監査対象事業等	監査サイクル
外郭団体	補助事業等	5年
	出資金	5年
	指定管理事業	5年
外郭団体以外の財政的援助団体	補助事業等	原則8年
外郭団体以外の指定管理者	指定管理事業	原則5年

※外郭団体以外の出資団体で、財政援助団体等監査の対象となる団体は、現時点ではない。

(2) 監査計画の策定

(1)に掲げるサイクルによる監査を着実に推進するため、毎年度、8か年の計画を立て、この計画に基づき年間監査計画及び実施計画を策定するものとする。

なお、財政的援助団体及び指定管理者に係る監査サイクルについては、過去に実施した監査の結果により変更する場合がある。

【見直し】

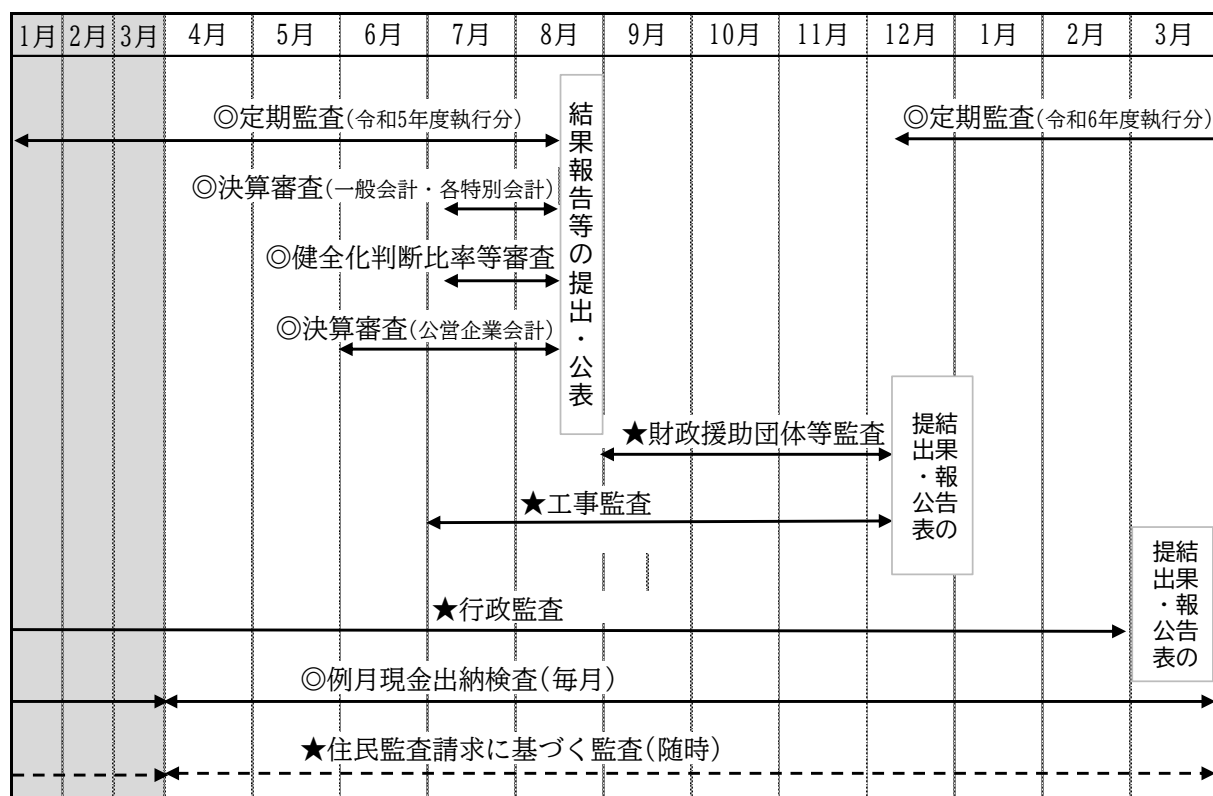
本方針は、必要に応じて見直すものとする。

第3 各監査等年間スケジュール（実績）

監査委員は、監査基準及び同実施細目の規定により、毎年度監査年間計画を策定し、この計画に基づき、監査等を実施している。

年間監査計画では、1年度間に行う監査等の種類、時期等を定めており、令和6年度（2024年度）は、法令の規定に基づき、定期的に行う定期監査、決算等審査、例月現金出納検査のほか、必要があると認めるときに監査することができるとされている財政援助団体等監査、行政監査及び工事監査を実施した。なお、これらの結果報告等は市長等へ提出し、各監査については結果報告の公表を行った。

令和6年度（2024年度）における各監査等の実施期間は次のとおりである。



◎：定期的な監査等

★：随時の監査

例月現金出納検査：毎月1回実施し、毎月市長等へ結果報告をしている。

第4 監査の結果

1 定期監査

令和6年（2024年）8月21日公表

令和5年度（2023年度）執行分定期監査

8部3局276項目について監査を実施した。

※ 監査対象の名称は令和5年（2023年）12月時点のもの

(1) 一般監査項目

対 象		結 果
市民活動推進部	協働推進課	特に指摘する事項はない
	学園都市文化課	
	多文化共生推進課	
	男女共同参画課	
財政部	財政課	
	税制課	
	住民税課	
	資産税課	
	収納課	
健康医療部	健康医療政策課	
	成人健診課	
	保険年金課	国民健康保険医療費返納金（不当利得分）に係る通知送達事務について
	大横保健福祉センター	特に指摘する事項はない
	東浅川保健福祉センター	
	南大沢保健福祉センター	
	看護専門学校総務課	

対 象		結 果
環境部	環境政策課	特に指摘する事項はない
	環境保全課	
資源循環部	ごみ減量対策課	
	廃棄物対策課	
	清掃施設整備課	
	ごみ総合相談センター	
	戸吹清掃事業所	
	館清掃事業所	
	戸吹クリーンセンター	
	館クリーンセンター	
都市計画部	都市総務課	
	土地利用計画課	
	都市計画課	
	交通企画課	
会計部	会計管理課	
	会計審査課	
生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課	
	放課後児童支援課	
	スポーツ振興課	
	スポーツ施設管理課	

対 象		結 果
生涯学習スポーツ部	学習支援課	特に指摘する事項はない
	文化財課	
	こども科学館	
	図書館課	
議会事務局	庶務調査課	
	議事課	
選挙管理委員会事務局		
固定資産評価審査委員会事務局		

(2) 重点監査項目 【債権管理に関する事務】

ア 強制徴収公債権

対 象	結 果
財政部 収納課	特に指摘する事項はない
健康医療部 保険年金課	後期高齢者医療制度保険料に係る督促後の手続について

イ 非強制徴収公債権

対 象	結 果
健康医療部 保険年金課	非強制徴収公債権における督促後の手続について
生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課	

ウ 私債権

対 象	結 果
健康医療部 保険年金課	私債権における督促後の手続について

エ 共通

対 象	結 果
財政部 税制課（債権管理担当）	債権の適正な管理及び債権回収のための体制の強化に向けて（意見要望）

2 財政援助団体等監査

令和6年（2024年）12月19日公表

(1) 財政的援助に関する監査

1 団体2事業について監査を実施した。

対象団体	所管部課	対象事業等	結 果
社会福祉法人 八王子市社会福祉 協議会	福祉部 福祉政策課	運営費等	規程に沿った期末手当 の支給について
		ボランティア活動の 推進	特に指摘する事項はな い

(2) 指定管理者に関する監査

14団体28事業について監査を実施した。

指定管理者	所管部課	指定管理施設	結 果
社会福祉法人 八王子市社会福祉 協議会	市民活動推進部 協働推進課	長房ふれあい館	特に指摘する事項はな い
	福祉部 高齢者いきいき 課	恩方老人憩の家	
社会福祉法人 みずき福祉会	福祉部 障害者福祉課	障害者療育センター	

指定管理者	所管部課	指定管理施設	結 果
社会福祉法人 多摩養育園	子ども家庭部 子どもの教育・保育 推進課	石川保育園	特に指摘する 事項はない
社会福祉法人太和会		静教保育園	
社会福祉法人愛和会		多賀保育園	
フレンドパーク北西	まちなみ整備部 公園課	北西部地区公園	
南西部地区公園指定 管理者 和（なごみ）		南西部地区公園	
社会福祉法人 八王子市社会福祉協 議会	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課	台町学童保育所	
		中野学童保育所	
		七国小学童保育所	
		久保山学童保育所	
ハーベスト株式会社		北野学童保育所	
特定非営利活動法人 からまつ		第九小学童保育所	
		横川学童保育所	
		からまつ学童保育所	

指定管理者	所管部課	指定管理施設	結 果
特定非営利活動法人 からまつ	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課	川口学童保育所	特に指摘する 事項はない
		上川口小学童保育所	
		檜原小学童保育所	
特定非営利活動法人 つくみ		式分方小学童保育所	
		つくみ学童保育所	
特定非営利活動法人 明神学童育成の会		第一小学童保育所	賃金の支出誤 りについて
		第四小学童保育所	
		子安学童保育所	
社会福祉法人太和会		美山小学童保育所	特に指摘する 事項はない
株式会社ポピンズエ デュケア		鹿島学童保育所	
	横山学童保育所		
	みなみ野学童保育所		
学童施設共通		指定管理料の適正な使用及び精算事務 について	

3 行政監査

令和7年（2025年）3月27日公表

対 象	結 果
公用車の管理、使用及び安全対策に関する事務について	1 公用車の管理方法について（意見要望） 2 公用車の使用及び維持管理状況について（意見要望） 3 安全運転への対策について（意見要望） 4 アルコール検知器による呼気測定について（指摘事項）

4 工事監査

令和6年（2024年）12月19日公表

対 象	結 果
八王子市芸術文化会館大規模改修建築工事及びこれに関連する事務	特に指摘する事項はない

第5 実施予定の定期監査対象所管一覧表

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）執行分まで（予定）
※対象部局の名称は、令和6年（2024年）4月1日現在のもの

対象部局	監査対象年度(実施期間)		
	令和6年度執行分 (6年12月～7年8月)	令和7年度執行分 (7年12月～8年8月)	令和8年度執行分 (8年12月～9年8月)
都市戦略部	○		
デジタル推進室		○	
総合経営部		○	
市民活動推進部			○
総務部	○(統計調査課を除く)	○(統計調査課のみ)	
契約資産部		○	
財政部			○
生活安全部		○	
市民部		○	
福祉部	○		
健康医療部(保健所を除く)			○
健康医療部(保健所)	○		
子ども家庭部		○	
産業振興部		○	
環境部			○
資源循環部			○
水循環部	○		
都市計画部			○
拠点整備部	○		
まちなみ整備部		○	
道路交通部	○		
会計部			○
学校教育部		○	
生涯学習スポーツ部			○
議会事務局			○
選挙管理委員会事務局			○
公平委員会事務局	○		
農業委員会事務局		○	
固定資産評価審査委員会事務局			○
監査事務局	○		

第6 住民監査請求の実施状況（平成8年度（1996年度）以降）

令和7年（2025年）3月1日現在

No.	受付日	内 容	結 果	住民訴訟
1	H8.6.11	市との委託契約に基づく下水道事業団発注の下水処理施設工事談合により発生した損害賠償請求の件	H8.8.7 棄却	H8.9.3 提訴 H11.1.28 却下 H11.2.5 控訴 H12.3.2 却下 H12.3.16 上告 H14.10.15 東京地裁へ差し戻し H16.6.3 和解
2	H9.3.24	八王子テレメディア(株)による清水小空教室使用に対する使用料相当額補填の件	H9.5.22 棄却	
3	H9.11.18	平成10年度八王子市遺族会補助金支出差し止め及び八王子市社会福祉協議会指導の件	H9.12.5 却下	
4	H9.12.9	平成9年度八王子市遺族会補助金返還の件	H10.2.5 棄却	H10.3.6 提訴 H11.7.9 棄却
5	H10.4.30	平成9年度八王子市社会福祉協議会補助金返還の件	H10.6.29 棄却	H10.7.27 提訴 H12.1.27 棄却 H12.2.16 控訴 H12.9.12 棄却
6	H10.10.28	平成10年度八王子市遺族会補助金返還の件	H10.12.25 棄却	No.4 に併合
7	H10.12.24	国保特別会計から支払われた診療報酬に係る不当利得返還の件	H11.2.19 却下	
8	H11.9.14	(社)八王子観光協会の事務に従事した市職員に対して支払われた給与返還の件	H11.11.11 棄却	H11.12.9 提訴 H14.7.18 一部容認・一部棄却・一部却下 H14.7.31 控訴 H15.10.29 和解
9	H11.12.17	市長室シャワーの設置及び撤去に係る費用の損害賠償の件	H12.2.3 却下	

No.	受付日	内 容	結 果	住民訴訟
10	H12.3.24	八王子駅北口地下駐車場車路部分の工事費返還等の件	H12.5.22 一部棄却・ 一部却下	
11	H12.9.4	平成11年度八王子市議会議員の海外研修視察費用返還及び翌12年度予定の同海外視察研修差し止め請求の件	H12.9.21 却下	
12	H12.11.20	平成11年度八王子市議会議員の海外研修視察費用返還の件	H13.1.18 一部棄却・ 一部却下	
13	H13.3.30	平成11年度市議会議員市政調査研究費返還の件	H13.4.24 却下	
14	H14.2.21	市との委託契約に基づく東京都新都市建設公社発注の下水道工事の談合により発生した損害賠償請求の件	H14.4.19 棄却	H14.5.17 提訴 H18.11.24 一部 容認・一部棄却 原告・被告による 控訴・附帯控 訴 H20.7.2 一部容 認・一部棄却 H20.8.28 申立人 (住民側)による 上告受理の申立 て不受理
15	H15.1.14	単位老人クラブ補助金返還、八老連補助金の減額及び八老連補助金の使途の件	H15.2.19 却下	
16	H15.1.15	八王子市遺族会補助金返還及び慰霊塔清掃委託料返還の件	H15.2.19 却下	H15.3.17 提訴 H16.3.23 棄却 H16.4.2 控訴 H16.11.30 棄却
17	H15.11.28	単位老人クラブ補助金の交付決定取り消し及び返還の件	H16.1.14 却下	
18	H16.1.28	八老連の決算書再提出及び単位老人クラブ補助金の使途の件	H16.3.24 却下	

No.	受付日	内 容	結 果	住民訴訟
19	H16.3.23	平成11年度から14年度までの八老連補助金返還の件	H16.5.14 却下	
20	H16.8.10	平成15年度八老連補助金実績報告書、同決算書における都老連助成金の記載及び八老連会計における特別会計設置の件	H16.10.7 却下	
21	H16.8.20	平成15年度八老連花いっぱい事業補助金返還の件	H16.10.7 却下	
22	H16.8.30	平成15年度八老連補助金返還の件	H16.10.7 却下	
23	H16.11.8	平成15年度八老連花いっぱい事業補助金返還の件	H16.12.17 却下	
24	H17.1.21	平成15年度八老連花いっぱい事業補助金に係る額の確定の件	H17.3.4 却下	
25	H17.3.30	平成15年度八老連花いっぱい事業補助金返還の件	H17.5.24 却下	H17.6.23 提訴 H18.7.11 棄却
26	H18.3.31	平成16年度会報発行費補助金返還の件	H18.5.1 却下	
27	H18.11.16	平成17年度八老連補助金返還の件	H18.12.25 一部棄却・ 一部却下	
28	H18.12.11	平成17年度八老連補助金返還の件	H19.2.2 一部棄却・ 一部却下	
29	H19.1.16	平成17年度八老連補助金返還の件	H19.2.27 却下	
30	H19.6.11	市有地の明渡しと不法占有期間分の賃貸料徴収の履行を請求する件	H19.8.10 棄却	H19.9.10 提訴 H20.3.26 一部棄却・一部却下
31	H19.8.23	平成17・18年度に単位老人クラブが支出した八老連会費等の水増会費返還の件	H19.9.13 却下	
32	H19.11.7	平成12年度から18年度までの単位クラブの理事研修会に係る補助金返還の件	H19.12.7 却下	

No.	受付日	内 容	結 果	住民訴訟
33	H20.3.31	平成18年度の単位老人クラブの第2回理事研修会に係る補助金決算の件	H20.4.21 却下	
34	H21.3.27	平成19年度の単位老人クラブの研修旅行に係る補助金返還の件	H21.5.26 一部勧告・ 一部棄却	
35	H21.8.6	文化財修理に係る補助金支出の件	H21.8.24 却下	
36	H21.9.24	「広報はちおうじ」新聞折込手数料の支出の件	H21.10.20 却下	
37	H23.7.29	職員への給与支給の件	H23.8.30 却下	
38	H23.11.2	職員の兼業許可に係る給与支給の件	H23.12.28 棄却	
39	H24.8.3	市に土地売買契約の代金返還等を求める件	H24.8.15 却下	
40	H25.3.14	平成23年度八老連補助金返還の件	H25.5.10 棄却	
41	H25.3.25	平成23年度に東老連から八老連へ交付された助成金使途確認の件	H25.4.11 却下	
42	H26.10.22	個人市民税に係る還付加算金の計算方法の件	H26.11.28 却下	
43	H27.3.4	金比羅斜面緑地保全区域の土地取得の件	H27.4.30 棄却	
44	H27.4.1	自治会等の団体に対する補助金交付の停止等を求める件	H27.4.30 却下	
45	H27.6.2	自治会等の団体に対する補助金交付の停止等を求める件（その2）	H27.7.1 却下	
46	H27.8.24	自治会等の団体に対する補助金交付の停止等を求める件（その3）	H27.10.6 却下	H27.11.2 提訴 その後取下げ H28.5.24 提訴 H28.7.25 却下
47	H27.10.19	自治会等の団体に対する補助金交付の停止等を求める件（その4）	H27.11.4 取下げ	
48	H27.12.16	八王子市老人クラブ連合会への補助金の返還を求める件	H28.1.27 却下	

No.	受付日	内 容	結 果	住民訴訟
49	H28.6.17	緑町緑地の適正な管理を求める件	H28.7.28 却下	H28.8.26 提訴 H30.2.22 一部棄 却・一部却下
50	H29.12.1	館町医療センター横調整池の管理につ いて	H29.12.27 却下	
51	H31.3.19	保険給付費等の返還について	R1.5.10 棄却	
52	R2.4.10	介護サービス事業所の指定に係る無効 確認等について	R2.5.28 却下	
53	R2.8.11	八王子奉迎会実行委員会業務の従事 に係る賃金等の返還について	R2.9.18 却下	
54	R3.5.24	介護サービス事業所の不正受給額の精 査及び市の損害賠償請求権の行使等 について	R3.7.9 却下	

第7 例規等

◇ 八王子市監査委員に関する条例

(昭和31年八王子市条例第2号)

(通則)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及びこれに基づく政令に規定するもの並びに別に八王子市条例で定めるものを除くほか、八王子市監査委員(以下「監査委員」という。)に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

第3条 識見を有する者のうちから選任する監査委員のうち常勤とする監査委員の数は、1人とする。

(監査委員が行う監査等の通知及び結果に関する公表等)

第4条 監査又は検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめ監査又は検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 住民監査請求の対象となつた行為(以下「対象行為」という。)について、当該対象行為を停止すべきことを勧告したときは、監査委員は、これを速やかに通知し、及び公表するものとする。

3 監査又は検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したときは、監査委員は、これを速やかに提出し、送付し、通知し、又は公表するものとする。

4 審査の意見を決定したときは、監査委員は、これを速やかに市長に提出するものとする。

5 第3項に規定する監査の結果に関する報告の提出を受けた機関から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

(外部監査人の監査の結果等に関する公表)

第5条 外部監査人(法第252条の27第1項に規定する外部監査契約を八王子市と締結した者をいう。以下同じ。)から監査の結果に関する報告(住民監査請求に係るものを除く。以下この項において同じ。)があつたとき、又は外部監査人の監査の結果に関する報告の提出を受けた機関から、当該監査の結果に基づき、若しくは当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該監査の結果又は当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

2 外部監査人から提出された住民監査請求に係る監査の結果に関する報告に基づき、請求に理由があるかどうかの決定及び勧告についての決定を行つたとき、又は当該勧告を受けた機関から当該勧告に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該決定及び勧告並びに当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

(公表及び告示の方法)

第6条 監査委員による公表及び告示の方法は、八王子市公告式の例による。

(事務局の設置)

第7条 監査委員の事務を処理するため、監査事務局を置く。

(その他必要な事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年3月28日条例第10号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月31日条例第32号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月31日条例第1号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年5月14日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月21日条例第46号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市監査委員に関する条例第2条の2の規定は、この条例の施行の際現に在職する監査委員(議員のうちから選任された監査委員を除く。)のうちこの条例の施行の日以後最初に任期が満了する監査委員の当該任期が満了するまでの間においては、適用しない。

附 則(平成11年9月29日条例第32号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成14年6月26日条例第40号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する

◇ 八王子市監査委員事務執行規程

(平成21年八王子市監査委員告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、八王子市監査委員に関する条例（昭和31年八王子市条例第2号）第8条の規定に基づき、監査委員の権限に属する事務の執行について必要な事項を定めるものとする。

(監査委員会議)

第2条 次条に規定する事項について協議するため、監査委員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議においては、代表監査委員が会務を総理する。

(監査委員による協議事項)

第3条 監査委員は、法令の規定により合議によるものとされるもののほか、次に掲げる事項について、協議により決定するものとする。

- (1) 監査委員の事務の執行の基本方針に関すること。
- (2) 監査計画に関すること。
- (3) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 告示及び公表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の職務の執行に関し、協議を必要とする事項

(監査基準)

第4条 監査委員は、別に定める監査基準に基づき監査等を実施するものとする。

(代表監査委員の選任等)

第5条 代表監査委員の選任は、監査委員の協議により決定するものとする。

2 代表監査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(職務代理者の指定等)

第6条 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、あらかじめ代表監査委員の指定する委員がその職務を代理する。

2 前項の規定により代表監査委員の職務を代理することとなった者の任期は、代表監査委員の任期とする。ただし、代表監査委員が欠けた場合においては、代表監査委員が選任されるまでの間とする。

(代表監査委員の職務)

第7条 代表監査委員の職務は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 監査事務局職員の任免その他人事に関すること。
- (2) 事務局長の宿泊を要する出張の命令に関すること。
- (3) 事務局長の勤務時間及び週休日の割振り並びに休日及び代休日の指定等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員の重要な庶務に関すること。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の日前に選任された現職の代表監査委員の任期については、第5条第2項の規定にかかわらず、平成21年6月30日までとする。

◇ 八王子市監査事務局処務規程

(平成21年八王子市監査委員訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、八王子市監査委員に関する条例（昭和31年八王子市条例第2号）第7条の規定に基づき設置された八王子市監査事務局（以下「事務局」という。）の事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(職制)

第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主査その他必要な職を置く。

2 事務局に課長補佐、副主査及び主任を置くことができる。

(職名)

第3条 事務局職員の職名は、職層名及び職務名とする。

2 職層名は、参事及び主事とする。

3 参事は局長の、主事はその他の職員の職層名とする。

4 職務名は、一般行政職とする。ただし、局長、課長補佐、主査、副主査及び主任の職にある職員の職務名については、その名称をもってこれに代えるものとする。

5 法律の規定により特別の職名を必要とする職にある職員については、この規程に定めるもののほか、当該職名を使用することができる。

(職務権限)

第4条 局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、局長を補佐する。

3 主査は、局長の命を受け、担当の事務を処理し、所属職員を指揮する。

4 副主査は、主査の指示を受け、担当の事務を処理する。

5 主任は、上司の指揮を受け、担当の事務を処理する。

6 前各項に定める職員以外の職員は、上司の指揮を受け、事務に従事する。

(局長の専決事項)

第5条 局長は、次の事項を専決する。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 局長の宿泊を要しない出張の命令及び課長補佐以下の職員の出張の命令に関すること。

(3) 課長補佐以下の職員の勤務時間及び週休日の割振り並びに休日及び代休日の指定等に関すること。

(4) 局長以下の職員の休暇の承認に関すること。

(5) 時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(6) 公印の管守に関すること。

(7) 公文書の公開等（重要なものを除く。）に関すること。

(8) 個人情報の開示等（重要なものを除く。）に関すること。

- (9) 文書の收受発送に関すること。
- (10) 軽易な照会、回答及び資料の収集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項で代表監査委員及び監査委員の決裁を受けるべき事案にあてはまらない事項に関すること。

(事案の代決)

第6条 代表監査委員の決裁を受ける場合において、代表監査委員が不在のときは、局長がその事案を代決する。

- 2 局長の専決を受ける場合において、局長が不在のときは、課長補佐を置く場合にあっては局長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐が不在のときは、局長があらかじめ指定する主査）が、課長補佐を置かない場合にあっては局長があらかじめ指定する主査がその事案を代決する。

(代決できる事案)

第7条 前条の規定により代決できる事案は、あらかじめその処理について特に指定を受けたもの、又は緊急やむを得ず至急に処理しなければならない事案に関するものとする。ただし、特に重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、代決することができない。

(後閲)

第8条 重要な事案に関し代決した場合は、回議文書に「後閲」と記し、起案者は、事後速やかに上司の閲覧を受けなければならない。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の取扱いは、特に定めるもののほか、八王子市の例による。

(職員の服務等)

第10条 事務局職員の勤務時間、休日、休暇、忌引その他勤務に関する事項は、特に定めるもののほか、八王子市の例による。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日監査委員訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◇ 外部監査制度に係る外部監査人補助者の協議に関する事務取扱基準

(平成15年3月19日 監査委員決定)

改正 平成19年3月16日監査委員決定

令和2年2月27日監査委員決定

令和7年2月28日監査委員決定

(通則)

第1 外部監査人の補助者の協議に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の32及び八王子市監査委員に関する条例に定めるもののほか、この基準の定めるところにより行う。

(補助者の協議書面)

第2 監査委員が、外部監査人から補助者の協議を受ける場合、外部監査人に書面の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する外部監査人に提出を求める補助者の協議書面（以下「補助者の協議書面」という。）の記載すべき内容は次の各号によるものとする。

(1) 外部監査人の住所

(2) 外部監査人の氏名

(3) 外部監査人の補助者に関すること

ア 監査の事務を補助させようとする者の住所

イ 監査の事務を補助させようとする者の氏名

ウ 監査の事務を補助させることが必要な理由

エ 監査の事務を補助させようとする期間

オ 監査の事務を補助させようとする者の履歴

3 前項に定める補助者の協議書面には、協議対象者が基準第3の各号に該当しない者である旨並びに協議対象者が基準第3の各号に該当するに至った場合は、速やかに監査の事務を補助させる必要がなくなった旨の通知を行う旨の外部監査人の誓約書を添付しなければならない。

(補助者の欠格条項)

第3 次の各号に該当するものは、外部監査人の監査の事務を補助させることはできない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(4) 弁護士法（昭和24年法律第205号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による懲戒処分により、弁

護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなった者を除く。）

- (5) 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの
- (6) 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- (7) 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
- (8) 八王子市議会の議員
- (9) 八王子市の職員
- (10) 八王子市の職員で法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の22に定めるものであつた者
- (11) 八王子市長、副市長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
- (12) 八王子市に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人
（補助者の協議結果の通知）

第4 外部監査人から、第2の規定による補助者の協議書面の提出があつたときは、監査委員は、協議の結果を文書により外部監査人に通知するものとする。

（施行）

第5 この取扱基準は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 外部監査制度に係る外部監査人補助者の協議に関する事務取扱基準（平成11年9月30日監査委員決定）は、廃止する。

附 則（平成19年3月16日改正）

改正後の基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日改正）

改正後の基準は、決定の日から施行する。

附 則（令和7年2月28日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、決定の日から施行する。ただし、第3第1号の改正規定は令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例

によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

◇ 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

(平成14年11月27日 監査委員決定)

(証拠の提出)

第1 証拠の提出は郵送によることを妨げない。その期限は陳述の日とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(請求人の陳述)

第2 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

2 監査委員は、請求人が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。

3 陳述は、受理と決定した日以降、遅滞なく行うものとする。

4 請求人の陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

5 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

6 陳述の時間は、概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、合計で2時間を超えないものとする。

(関係職員等の立会い)

第3 請求人の陳述を実施するときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に、立会いの機会を与えるものとする。

2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。

3 関係職員等の立会いが、請求人の陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述)

第4 監査において、関係職員等の陳述を聴取する。

2 監査委員は、監査対象室部局が複数の場合、監査対象室部局が選出した代表の関係職員等に陳述を行わせることができる。

3 関係職員等の陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、概ね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、合計で2時間を超えないものとする。

6 請求人の陳述を実施する場合、関係職員等の陳述は、原則として同日以降に実施するものとする。

(請求人の立会い)

第5 関係職員等の陳述を実施するときは、請求人に立会いの機会を与えるものとする。

2 立会いは、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

3 請求人が多数で、請求人全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会人の人数を制限することができる。

4 請求人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。

5 請求人（請求人が複数の場合は、その代表者1名）に対し、文書又は口頭により関係職員等の陳述に対する意見を述べる機会を認めることができる。ただし、口頭によ

り意見を述べる場合の時間は、概ね15分以内とする。

6 請求人の立会いにより、市の行政運営上支障が生じる等の事情が認められるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の中止等)

第6 陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができる。

2 立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第7 陳述は公開とする。ただし、監査委員の決定により非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第8 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、陳述の当日、先着順により受け付けるものとする。

2 傍聴人の定員は、10名とする。ただし、事情により監査委員は、傍聴の定員を10名を超える数とし、又は10名を下回る数とすることができる。

(傍聴の禁止)

第9 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者

(4) はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者

(5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第10 傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。

(3) 所定の傍聴以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。

(5) その他陳述の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(1) 監査委員が第7ただし書(監査委員の陳述の非公開決定)により、陳述を非公開としたとき。

(2) 請求人が陳述を膨張されることを望まないとき。

(3) 傍聴人が第10（傍聴人の守るべき事項）の規定に違反したとき。

(4) 監査委員が陳述の状況から傍聴が相応しくないと認めたとき。

（陳述の撮影及び録音）

第12 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、監査委員の許可がなければならない。

（その他）

第13 この取扱基準に定めのない事項については、監査委員の合議により別途決定するものとする。

（施行）

第14 この取扱基準は、平成14年11月27日から施行する。

2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準（平成8年6月28日監査委員決定）は、廃止する。

◇ 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

平成10年3月31日監査委員決定

処分名		事務の監査の請求代表者証明書の交付
根拠法令及び条項		地方自治法施行令第99条
審査基準	関係条項	地方自治法第75条第1項 同法施行令第91条・第98条の4 同法施行規則第9条・第10条
	基準	未設定 (上記法令の規定において判断基準が言い尽くされており、 審査基準の設定が不要であるため)
	設定等年月日	
標準処理期間	標準処理期間	総日数： 7日 (注：土日祝日は含まない。)
	内訳	協議機関 選挙管理委員会： 3日 処分機関 監査委員： 4日
	設定等年月日	平成10年4月1日設定



八王子市 監査のあらまし

令和6年度（2024年度）実施結果概要

令和7年（2025年）3月

発 行 八王子市監査事務局

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電 話 042（620）7320（直通）